

## 平成25年度 第5回 学長選考会議議事要録

- 1 日 時 平成25年10月28日(月) 16時30分から17時35分
- 2 場 所 地域・国際交流プラザ 会議室
- 3 出席者  
(委員) 松尾委員(議長)、青野委員、飯泉委員、植田委員、古川委員、  
松村委員、山本委員、  
平井委員、苛原委員、市川委員、大高委員、福富委員、福井(義)  
委員、福井(清)委員  
(事務局) 総務課長ほか

### 4 議 題

#### (1) 学長候補者の選考について

議長から、別紙議題1-1資料により、10月11日に実施した学内意向投票の結果について報告があった後、事務局から、投票結果の詳細並びに別紙議題1-2資料により、学長候補者の選考に関して学内から寄せられた要望について説明があり、審議の結果、満場一致で香川征氏を次期学長として選考し、学長選考規則第16条第2項の規定に基づき、速やかに学長に報告することとした。

続いて事務局から、別紙議題1-3資料により、次期学長決定の公示(案)について説明があり、審議の結果、「決定した」を「選考した」と改め、公示することとした。

#### (2) 次期学長の記者会見について

議長から、次期学長の記者会見において、今回の学長選考に係る経緯及び選考結果について議長コメントを發表するとの説明があった後、事務局から別紙議題2資料により、議長コメント(案)の内容について説明があり、審議の結果、本文9行目の「演説」を「所信・抱負」に改め、また、12行目の「審議を行い、」の後に「満場一致で」を追記することを承認し、午後6時から行う次期学長記者会見において發表することとした。なお、報道機関から学内意向投票の得票数について質問があった場合は、公表することを了承した。

#### (3) 学長選考規則等の一部改正(案)について

議長から、これまでの本会議で見直しの必要性が指摘されていた現行規則について、次回の学長選考に向けて改正を行うとの説明があった。引き続き、事務局から、別紙議題3資料により、国立大学法人徳島大学学長選考規則及び国立大学法人徳島大学学長選考規則実施細則の改正案について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。なお、国立大学法人徳島大学学長選考規則第2条、第3条及び第4条の「学長候補者」を「学長予定者」ではなく、「学長」に変更することについては、一般的な意味として国立大学法人法を引用する旨を改正理由として明記することとした。

また、国立大学法人徳島大学学長選考規則第16条第1項について、「学内意向投票の結果を参考にして」を「学内意向投票の結果を尊重して」に変更してはどうかとの提案があり、これに対して次の意見があった。

- 現行規則において「参考に」とした根拠を確認するなどした上で検討するべきではないか。
- 「尊重する」の言葉が一人歩きすると、学内意向投票イコール学長選考となる可能性があり、学長選考会議が学長を選考するという国立大学法人法で決められた趣旨を十分に踏まえた上で、「参考」という言葉だけで良いのかどうかも含めて、今後慎重に検討していくべきではないか。

#### (4) 学内意向投票の投票資格者について

事務局から、このたびの学長選考において、学内から投票資格の範囲の拡大について要望が寄せられたことを受け、今後の学長選考に向けて投票資格の在り方について検討してはどうかとの提案があり、別紙議題4資料により、他の国立大学法人の投票資格に関する調査結果について説明があった。これを受けて、各委員から次の意見があった。

- 大学において結果責任を負うのは学内者であることを尊重していただき、学長選考の在り方を考えていただきたい。
- 学長選考会議の委員は、白紙の状態です信・抱負等を聴いて選考に当たることが一番公平・公正に選考できる。従って現行の選考会議の委員が学長候補適任者の推薦人になることは、再検討を要するのではないか。
- 検討を行うにあたっては、規則等の根本にある法律の趣旨や背景を踏まえたものを前提とし、それを土台として議論をしていく形が良いのではないか。
- 次の学長選考を考慮し、今後1年ぐらいの間で学内で検討する場（委員会等）を設けて進める必要があるのではないか。

これらのことについて討議を行った結果、本件は今後、継続して審議することとした。

#### (5) その他

学長候補者の選考を終えたことから、本会議の要望として以下の事項を次期学長に伝えることとした。

- 法人化後第三期に向けて、国立大学法人の在り方、学長のリーダーシップの在り方及び本学の意思決定の方法等について検討していただき、体制の整備を考えていただきたい。
- 中教審における大学の在り方に関する審議状況を参考にしながら、今後の方向性を検討していただきたい。
- 学長選考の方法についても検討していただきたい。

また、本会議の議事要録がまだ作成されていないため、できれば発言内容がそのまま出るような詳細な議事要録を至急作成して欲しいとの意見があり、審

議の結果、今年度分の議事要録は従前どおり要点をまとめた内容とし、案を作成後、議長及び各委員に回覧したうえで早くも1か月後、遅くとも年内に公表することとした。なお、詳細な議事要録の公表については、他大学の状況を調査し、次回の学長選考に向けて本会議に諮ることとした。

(以上)